

平成17年秋の農作業労働標準賃金が変わりました！

作 業 名		平成17年 標準協定額	摘 要		
稲	手刈り (1 日 当 たり)	7,000円	男女の別・賄なし		
	バインダー	一 般 田	8,000円	10a当り (紐代含む)	
		整 備 田	7,000円		
	刈	コンバイン	一般田 倒状又は湿田50%以上	20,000円	10a当り
			一般田 倒状又は湿田50%未満	18,000円	
		整備田	倒状又は湿田50%以上	18,000円	
倒状又は湿田50%未満			16,000円		
稲 藁 結 束	4,000円	10a当り (紐代含む)			
ハ ー ベ ス タ ー	生 こ ぎ	8,000円	10a当り		
	乾 燥	7,000円			
耕 う ん	水 田	一 般 田	6,000円	10a当り	
		整 備 田	5,500円		
	畑	5,000円			
農 作 業	追 肥 ・ 消 毒	1,500円	10a当り(機械代・燃料代含む)		
	畦 畔 草 刈	1,800円	1時間当り(機械代・燃料代含む)		
	その他一般	男 女 供	6,500円	1日 (8時間当り・賄なし)	
大 豆	コ ン バ イ ン	11,000円	10a当り		

下手間除く

(協定額には消費税を含むものとする)

この協定額は町の標準賃金です。作業条件等によって双方の話し合いで決めて下さい。

問い合わせ先：南部町農業委員会事務局 (0859-64-3792)

あなたの生活を快適にする住宅リフォーム

失敗やトラブルのないよう、十分にご注意ください

事業者選びは慎重に

複数の事業者から見積もりを取るなど、事業者選びは慎重に進めましょう。

工事契約は必ず書面で

小規模工事でも口約束だけの契約はやめましょう。

工事の追加・変更はよく話し合っ

追加・変更による費用の増加はトラブルのもと。費用の増減を含め、本当に必要かどうかよく考えて進めましょう。

工事完了後の確認はきちんと

工事内容を事業者とともに現場で確認し、工事完了確認書などを取り交わして保管しておきましょう。

**おかしいと思ったら遠慮せずにはっきりと断る。
万が一契約してもすぐに工事はさせないで。**

詳しくは次の窓口へお問い合わせください。

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271 鳥取県生活環境部住宅政策課 TEL 0857-26-7408
(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター TEL 03-3556-5147